

商用車乗入れ許可願

様式4-3

警備防災部・入構教育センター

(新規 ・ 車両入替)

受付	入力

(申請日) 年 月 日

会社名	責任者氏名			印
連絡先(TEL)	申請者氏名			印
車種	登録ナンバー	旧登録ナンバー(入替時に要)	管理番号	
入場目的				

【担当部署】

【承認者「氏名」

印

《注意事項》

- 許可申請者および運転者は、許可願に必要事項を記入、『条件確認チェック』(車両使用責任者)を実施後、担当課管理社員の承認を得て下さい。
- 車の運転者は許可願を持参し、当該車両を運転して入構教育センターにお越しください。* 中型車以上は警防本部書類および車の審査を行いません。(改造車および違法車両は許可できません)
- 構内では、通門証取得者または正門での手続完了者以外の同乗はできません。

※個人情報、商用車乗入れ許可証作成以外には使用しません。

《 条件確認 》		チェック	
		申請者	警防部 センター 確認者
車検証・自賠責保険	・所有者、使用者の確認 ・車検、保険終了日確認		
任意保険	・対人賠償無制限の加入 ・保険終了日確認		
改造および乗入れ 不適合の有無	・違法改造していない事 ・車検適合に係らず、フロントガラス、運転席、助手席にフィルム等を施工していないこと ※フロントガラス上縁から開口部高さの20%までの透明フィルムは除く (透明の定義：交通信号機が確認できる透過性) ・警防部が車窓より通門証などを視認できること		
用途	・クレーン(ユニック)、ミキサー、ポンプ等の動力を用いた物資の 積み下ろしを行わないこと (ただしパワーゲート、天蓋の開閉装置は除く)		
当該車両	・車両総重量11,000kg、最大積載量6,500kg未満の車両である事 (中型車両および普通車である事)		
火粉防止器装着	・スパルスター、金網ともに腐食・落下の恐れがないこと ・金網は30メッシュより孔が大きくなならないこと、また破れがないこと		
商用車両乗入許可証	・警備防災部の発行する所定の許可証 (複製禁止)		
ドライブレコーダー (有・無)	・ドライブレコーダー搭載車は、「様式6ドライブレコーダー搭載車構内 乗入れに関する誓約書」を添付すること		

誓約書

(スパルスター装着車両申請時は記入不要)

当該車両の火粉防止機能を申請時の状態を維持する為に、運行前には金網の装着状態
破れ・落下等の確認を必ず行い、不備があった場合は、速やかに改修致します。また、
警備防災部より指導のあった場合も速やかに是正致します。

責任者氏名

印

TEL